

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成23年6月0日

複写厳禁
朱肉無き場合は無効

住所 滋賀県高島市朽木市場715番地
氏名 株式会社 ジェネス
代表取締役 松下 正仁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京都市長 門川 大



許可の年月日	平成22年1月4日	許可番号	第155号
施設の種類	木くずの破砕施設		
処理する産業廃棄物の種類	木くず（以上1種類）		
設置場所	京都市南区上鳥羽石橋町17番地2		
処理能力	16.8トン/日（8時間），2.1トン/時間		
許可の条件	当該処理施設は、申請した設置場所から移動させてはならない。 ただし、災害復旧協力等の緊急避難措置に係る一時的な移動であって、本市が事前に承認した場合についてはこの限りではない。		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は本市担当部署に速やかに連絡し、指示を受けること。		

※本許可証は、許可証紛失により、再発行したものである。



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成26年7月28日

住所 滋賀県高島市朽木市場 715 番地

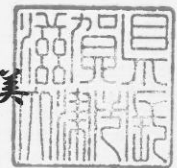
氏名 株式会社ジェネス

代表取締役 松下 正仁

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大津市長 越 直 美



許可の年月日	昭和60年4月12日	許可番号	第344号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類：安定型産業廃棄物最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ) 処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類/ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上3項目		
設置場所	大津市栗原字半道 89、90、93、94、95、96-1、97、98、99、100、101、102-1、126、127、128、129、130、131、132、133、134、138、139、140、141、142、143、144、145、146、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164-1の一部、164-2、164-3、164-4、栗原字菅花 165の一部、166、和邇中字半道 483-1の一部		
処理能力	埋立面積 100,663.25m ² 埋立容量 1,471,998.225m ³		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1 施設の設置に当っては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		